

# ケアハウス アイリスの里

## 重要事項説明書

当施設は入居者に対して、施設の概要や提供されるサービスの内容、  
契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

社会福祉法人 白寿会  
ケアハウス アイリスの里

1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当：生活相談員 生稻 美保

電話：0470-20-4060（受付時間 8時30分～17時30分）

2、ケアハウス アイリスの里 概要

(1) 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 白寿会
法人所在地	千葉県南房総市富浦町深名1170番地1
代表者氏名	理事長 鈴木 照久
電話番号	0470-20-4060
設立年月日	平成9年11月7日

(2) ご利用施設

施設名称	ケアハウス アイリスの里
施設の所在地	千葉県南房総市富浦町深名1170番地1
施設長名	高橋 勝
電話番号	0470-20-4060
開設年月日	平成11年4月1日
定員	15名

(3) 居室

居室	室数	床面積	付帯設備
1人部屋	13室	22.5 m <sup>2</sup>	トイレ、ミニキッチン（流し台、電磁調理器） 押し入れ、収納家具、エアコン、電話、 緊急時の対応としてナースコール（居室内、トイレ内）
2人部屋	1室	45.0 m <sup>2</sup>	

(4) 主な設備

設備の種類	数	備 考
食堂	1	
浴室	2	男・女浴室
談話室	1	
娯楽室	1	
洗濯機・乾燥機	4	洗濯機2台、乾燥機2台

### 3、職員の配置状況

当施設では、入居者にサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	基準
1. 施設長	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	1名以上	1名

### 4、当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

#### <サービスの概要>

#### (1) 各種生活相談及び助言

- ・施設職員は、入居者の生活相談に応じ、援助等を行います。

#### (2) 食事の提供

- ・栄養士の立てる献立により、栄養ならびに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

朝食 7：30～ 昼食 11：30～ 夕食 17：30～

#### (3) 入浴

- ・入浴時間 14：00～16：30

#### (4) 緊急時の対応

- ・入居者は、身体状況の急激な変化等、緊急の対応を必要とする状態になった時は、ナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- ・職員は、入居者から緊急の対応要請があった場合には、速やかに適切な対応を行います。
- ・入居者が、あらかじめ緊急連絡先を届け出ている場合には、医療機関の連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

#### (5) 保健衛生

- ・施設は、入居者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入居者の健康保持に努める。
- ・入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾患の防止に努めます。
- ・入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行います。

#### (6) 外部（居宅）サービス等の利用

- ・入居者が身体状況の変化等によって日常生活において援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルパー等の在宅福祉サービスが利用できるよう、連絡等の必要な援助を行います。
- ・外部（居宅）サービスの利用に関する費用は利用者本人の負担とし、当施設は利用に関する責任は負いません。

#### (7) 自主活動への協力



- ① この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ② 国、県のケアハウス設置運営要綱改正に伴い単価は変更いたします。
- ③ 11月分～3月分までの利用料には、上記合計金額の他に冬期暖房費として、1,960円が加算されます。
- ④ 月の途中で入退居があった場合、サービス提供に要する費用、居住に要する費用は契約締結日、契約解除日を基準に日割り計算し、生活費は実利用日を基準に計算いたします。
- ⑤ サービスの提供に要する費用（事務費）につきましては、入居者の前年年間収入で決定するため、毎年申告して頂きます。

### （3）利用料以外の負担金

- ① 居室の電気料
- ② 居室の電話料
- ③ 水道料（2ヶ月に1回）
- ④ リネン料（お布団のリース料）
- ⑤ 趣味娯楽活動等に要する費用
- ⑥ 特別なサービスに要した費用

### （4）利用料金のお支払方法

- ・前記の料金・負担金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月26日までにお支払いください。ただし、趣味娯楽活動等に要する費用、特別なサービスに要した費用は、その都度お支払いください。

## 6、契約の解除

### （1）以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

- ① 入所申込時に虚偽の届出をして入所したとき。
- ② サービス提供に要する費用の減額の申請にあたって虚偽の届出を行ったとき。
- ③ 利用料を3か月以上支払わないとき。
- ④ 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯施設等の造作、模様替えを行い、原状回復をしないとき。
- ⑤ ホームヘルパー等の在宅福祉サービスを利用してもなお常時介護を必要とし施設の生活が著しく困難となったとき。
- ⑥ 身体または精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- ⑦ 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。
- ⑧ 共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著し

く不相当と思われる事由が生じたとき。

⑨ その他契約書及び運営規程に違反したとき。

(2) 解除の通知と届出

- ・ 契約を解除させて頂く場合は、解除日の1ヶ月前までにご利用者にご通知いたします。ご利用者から契約解除する場合は、解除日の30日前までに（契約解除届）届出が必要です。

7、当事業所ご利用にあたっての留意いただく事項

(1) 外泊・外出について

自由ですが、外泊及び長時間の外出については連絡場所、帰所予定日、時間等の事前の届け出が必要です。

(2) 面会について

面会時間は午前8：30～午後18：30といたします。

(3) 居室の造作、原状回復について

- ① 原則居室の造作、模様替え等はできません。
- ② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払頂きます。

(4) 迷惑行為について

以下の行為はしないでください。

- ① 他のご利用者へ迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
- ② 犬、猫等のペットを飼育すること。
- ③ 特定の政治、宗教活動
- ④ 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑤ 届のない外泊、長時間の外出。

8、非常災害対策

- ・ 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年3回避難訓練を入居者の方も参加して実施します。

\* 防火管理責任者 高橋 勝

9、緊急時の対応

- ・ 利用者に体調の変化等があった場合は、利用者に対し必要な措置を取らせていただきます。また、利用者に許可なく居室に立ち入らさせていただきます。

#### 1 0、虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当を選定します。  
担当：権利擁護委員会より選任します。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（入職時）に実施します。

#### 1 1、安全管理対策に関する事項

事業者は、介護事故を可能な限り防ぐために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 安全対策担当を選定します。  
担当：指定研修受講者より選任します。
- (2) 事故発生の防止のための指針を作成します。
- (3) 事故対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 介護保険の保険者・県へ事故の詳細を報告します。
- (5) 職員に対し、事故防止のための研修を定期的実施します。

#### 1 2、身体拘束廃止に向けての取り組みに関する事項

事業者は、身体拘束廃止に向けて、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 緊急・やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）以外の身体拘束を原則禁止します。
- (2) やむを得ない場合にも必ず事前に利用者・家族等と実施する内容と方向性、利用者の行動・心理症状などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。
- (3) 身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束廃止に関する指針を作成します。
- (5) 職員に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的（入職時）に実施します。

#### 1 3、ハラスメント防止対策についての事項

事業者は、「職員による虐待と職員へのハラスメントはどちらもあってはならない」考えであり、利用者、職員を守る観点から、利用者と家族との信頼関係を築き、安全安心な環境で質の高いケア提供と職員が働きやすい環境・風土づくりの構築に向

けて、ハラスメントの未然防止等に対する取り組みとして、次に掲げる措置を講じます。

- (1) ハラスメントに対する基本方針を作成します。
- (2) 基本方針の職員、利用者及び家族等への周知を図ります。
- (3) ハラスメント防止のためのマニュアルを作成します。
- (4) 職員に対しハラスメント防止のための研修を実施します。
- (5) 相談窓口担当の選定をします。  
担当：主任職以上に就く者より選任します。
- (6) 著しい迷惑行為により継続的なサービスの提供が出来ない状況に至った場合には契約の解除を検討します。

#### 14、苦情の受付について

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情受付担当者・解決責任者

担当：生活相談員 生稲 美保

解決責任者：施設長 高橋 勝

電話：0470-20-4060

- (2) 第三者委員 千原 清之 電子メール：[daisansha@8910.or.jp](mailto:daisansha@8910.or.jp)

(施設掲示板に掲示していますのでご確認ください)

- (3) 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に申し出ることができます。

館山市 高齢者福祉課 電話 0470-22-3487

南房総市 健康支援課 電話 0470-36-1154

鋸南町 保健福祉課 電話 0470-50-1172

鴨川市 健康推進課 電話 047-093-7111

千葉県運営適正化委員会 電話 043-246-0294

#### 15、協力医療機関

館山病院 千葉県館山市北条520番地1

電話：0470-22-1122

小林病院 千葉県館山市船形909

電話：0470-27-3811

こばやかわ歯科 千葉県南房総市富浦町深名1444番地1

電話：0470-33-2950

## 16、当法人の概要

名称・法人種類	社会福祉法人 白寿会
代表者 職・氏名	理事長 鈴木 照久
事務所の所在地	千葉県南房総市富浦町深名1170番地1
電話番号	0470-20-4060

定款の目的に定めた事業	(1) 第一種社会福祉事業
	・ 特別養護老人ホームの経営
	・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
	(2) 第二種社会福祉事業
	・ 老人デイサービス事業の経営
	・ 老人短期入所事業の経営
	・ 老人介護支援センターの運営

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	3箇所
	ユニット型特別養護老人ホーム	1箇所
	短期入所生活介護（併設）	3箇所
	介護予防短期入所生活介護（併設）	3箇所
	通所介護（併設）	3箇所
	介護予防通所介護（併設）	3箇所
	居宅介護支援事業所（併設）	2箇所
	ケアハウス（併設）	1箇所

令和 年 月 日

ケアハウス アイリスの里のご利用に際し契約書及び重要事項の説明をしました。

事業所名 ケアハウス アイリスの里  
住 所 千葉県南房総市富浦町深名 1 1 7 0 番地 1

説 明 者 生活相談員 生稲 美保 印

私は、契約書及び重要事項説明書により事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

利 用 者 住所

氏名 印

保 証 人 住所

氏名 印

